

# 第1回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年3月26日(木)

午後5時45分から

本庁舎5階 特別会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について

(2) その他

## 3 閉 会

# 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

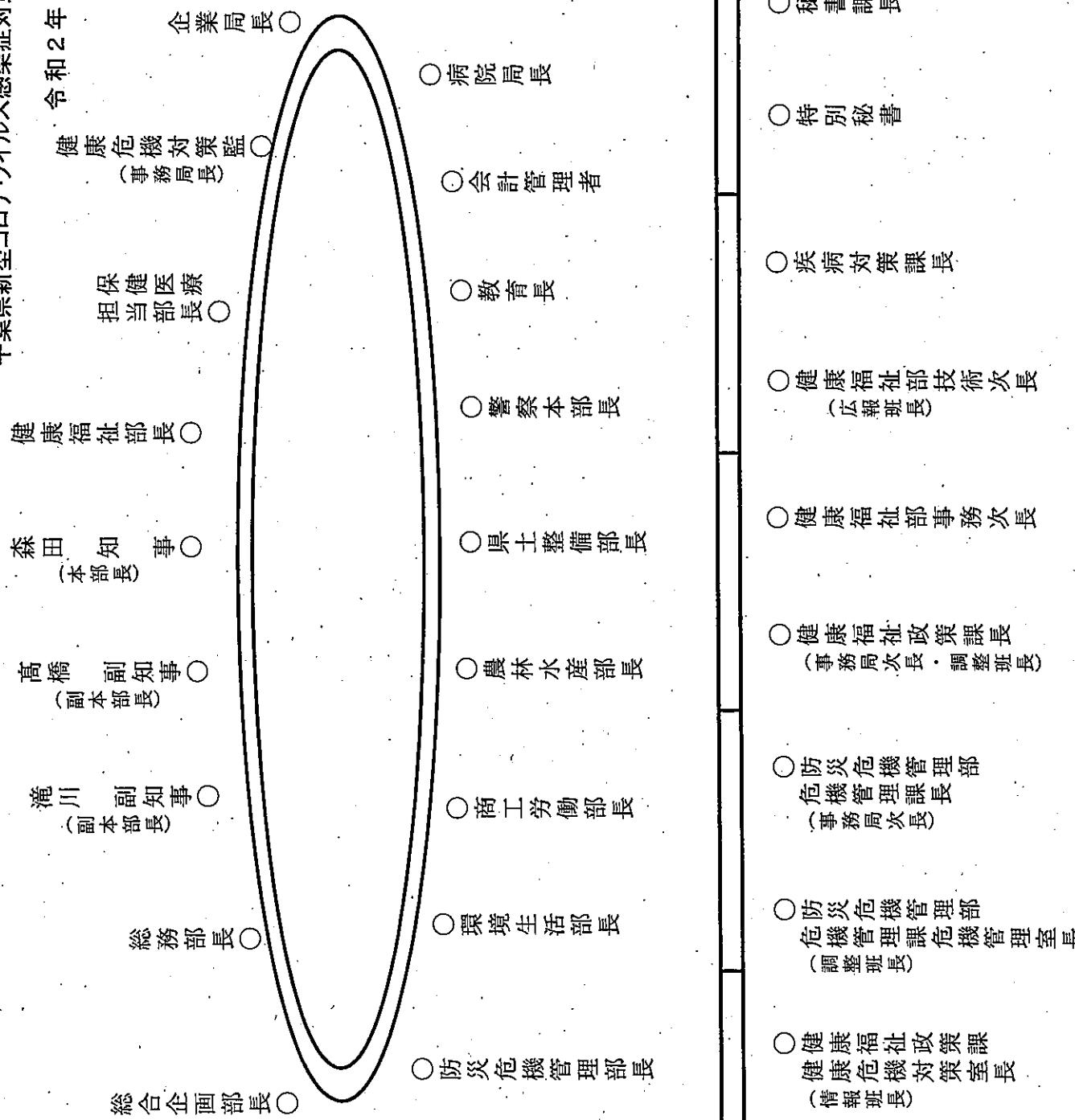
令和2年3月26日(木)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次

令和2年3月26日

一出入口



# 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正による新型コロナウイルス感染症への適用について

令和2年3月26日  
健 康 福祉 部

## 1. 法改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【改正の概要】

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加（※2年以内の時限措置）

## 2. 必要な体制整備等

- (1) 政府行動計画に基づく行動計画の作成等の体制整備（法第7条）  
※「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成済み。
- (2) 発生時に国、都道府県は対策本部を設置、緊急事態宣言が出た時に市町村は対策本部を設置（法第15条、22条、34条）  
※現在の「健康危機対策本部」から、特措法に基づく「対策本部」への移行  
※都道府県対策本部長・知事の権限等（一部抜粋）
  - ・県及び関係市町村等が実施する対策の総合調整（法第24条第1項）
  - ・公私の団体又は個人に対し、必要な協力の要請（法第24条第1項）
  - ・医師等に対し、患者に対する医療等の実施の要請・指示（法第31条） 等
- (3) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・変更（法第18条）

## 3. 緊急事態宣言

- 新型コロナウイルス感染症について、次の要件①及び②を満たす場合、国は専門家等の意見を踏まえ「緊急事態宣言」を行い、「緊急事態措置」を行う地区及び期間等を指定する。

- ①国内で発生しており、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件（※1）に該当する
  - ②全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件（※2）に該当する
- ※1：感染した場合における重篤症例の発生頻度が季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当程度高いと認められる場合
- ※2：感染経路が不明又は患者等が新型コロナウイルスを公衆にまん延させるおそれのある行動（不特定多数と長時間濃厚接觸をする等）をとっていた場合

- 緊急事態宣言の対象とされた区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、各種緊急事態措置を講じることが可能となる。
- 具体的な状況に応じ、どのような措置を講じるかについては、政府対策本部において「基本的対処方針」として定められこととなる。

#### 4. 緊急事態宣言の対象となる区域に県が指定された場合に知事が行う措置

(1) 不要不急の外出の自粛要請 (法第 45 条第 1 項)

※医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等生活の維持に必要なものは除く。

(2) 学校・社会福祉施設・興行場等の使用制限等の要請・指示

(法第 45 条第 2 項)

(3) 催物の開催の制限の要請・指示 (法第 45 条第 2 項)

(4) 臨時の医療施設での医療の提供等 (法第 48 条)

(5) 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示 (法第 54 条)

(6) 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管 (法第 55 条)

(7) 緊急時の埋葬又は火葬の実施 (法第 56 条)

(8) 生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置 (法第 59 条)

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるととき、総理大臣は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の状況、当該新型インフルエンザ等の発生の状況その他必要な情報の報告をしなければならない。(特措法第14条)

総理大臣は、(当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかる場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかる場合の病状の程度に比しておむね同程度以下であると認められた場合を除き、)閣議にかけた場合に政府対策本部を設置するものとする。(同第15条)

都道府県対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるとところにより、直ちに、該都道府県対策本部を設置しなければならない。(同第22条)

※市町村には対策本部の設置義務は(現時点では)生じない

### 特措法に基づく、都道府県対策本部について

- 所掌事務(同第22条)
  - 当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務
  - 本部員(同第23条)
    - 都道府県知事(対策本部長)、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県の職員から任命する者
    - 都道府県対策本部長の権限(同第24条)
    - 医療等の実施の要請等(同第31条)

## (参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

### ○改正後の法附則第一条の二第二項の規定による法第十四条の読み替え

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

### ○関係条文

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の所掌事務)

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策について政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。
- 4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあっては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視総監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 (略)

(条例への委任)

第二十六条 (略)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 (略)

(特定接種)

第二十八条 (略)

(停留を行うための施設の使用)

第二十九条 (略)

(運航の制限の要請等)

第三十条 (略)

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかるていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

# 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

(千葉県新型インフルエンザ等対策本部要綱)

## (趣旨)

第一条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条に基づく千葉県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）第五条の規定により、千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (新型インフルエンザ等対策本部の設置)

第二条 知事は、法第十五条第一項の規定により、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合、法第二十二条第一項の規定により、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）で定めるところにより、直ちに、対策本部を設置する。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策に必要な場合は、対策本部を設置することができる。

## (本部長)

第三条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は法第二十三条第一項の規定により、知事をもって充てる。

## (副本部長)

第四条 新型インフルエンザ等対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は副知事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

## (本部員)

第五条 新型インフルエンザ等対策本部本部員（以下「本部員」という。）は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

## (対策本部の所掌事務)

第六条 対策本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 県全体の新型インフルエンザ等対策の調整及び実施に関すること
- (2) 国、他都道府県、市町村等関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他新型インフルエンザ等対策に関すること

## (新型インフルエンザ等対策本部会議)

第七条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を調整し又は実施するため、必要に応じて本部長、副本部長、本部員（以下「構成員」という。）で構成する新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部長は、必要に応じて本部会議に構成員以外の者の出席並びに意見を求めることができる。（部及び班）

第八条 条例第四条第一項の規定により、本部に別表第二に掲げる部を置く。

2 前条に規定する部に別表第二に掲げる班を置く。

## (部及び班の職制)

第九条 前条第一項に規定する部に、条例第四条第三項の規定により部長を置くほか、副部長、班に班長及び班員を置く。

2 部長、副部長及び班長は別表第二に掲げる者を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(部長等の職務)

第十条 部長は、条例第四条第四項の規定により部の事務を掌理し部に属する職員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受け、新型インフルエンザ等対策の事務に従事する。

(本部事務局)

第十一條 本部に本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部の運営及び記録に関すること

(2) 新型インフルエンザ等対策に係る各部間の連絡調整に関すること

(3) 情報収集、伝達及び整理に関すること

(4) 国、市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること

(5) 広報に関すること

(6) その他新型インフルエンザ等対策の実施等に係る必要な事項に関すること

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議)

第十二条 本部長は、本部会議の円滑な運営を図るため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の構成及び運用に関し必要な事項は、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱（以下「連絡会議設置要綱」という。）」に別に定める。

(専門部会)

第十三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策について、専門的立場から意見を聞くため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び運用等は、「連絡会議設置要綱」に定める専門部会を準用する。

(新型インフルエンザ等対策本部の廃止)

第十四条 知事は、法第二十一条第一項の規定により、政府対策本部が廃止されたときは、法第二十五条の規定により、遅滞なく、対策本部を廃止する。

2 知事は、第二条第二項により、対策本部を設置した場合、その事務が終了後、速やかに対策本部を廃止する。

(委任)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、平成二十五年十月十一日から施行する。

この要綱は、平成二十八年四月一日から施行する。

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一 新型インフルエンザ等対策本部員

新型 イン フル エン ザ等 対策 本部 員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	健康福祉部保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長

別表第二

部名	部長	副部長	班名	班長	班員	分掌事務
総務部	総務部長	総務部次長	秘書班	秘書課長	秘書課員	本部長の秘書に関すること
			総務班	総務課長	総務課員	部内の各班の調整に関すること
			財政班	財政課長	財政課員	新型インフルエンザ等対策関係の予算に関すること
			管財班	管財課長	管財課員	県本部の施設、物品の確保に関すること
			市町村班	市町村課長	市町村課員	市町村の行政運営に関すること
			学事班	学事課長	学事課員	私立学校の指導に関すること
			厚生班	総務ワークステーション所長	総務ワークステーション所員	職員の健康管理に関すること
総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長	政策企画班	政策企画課長	政策企画課員	部内の各班の調整に関すること
			国際班	国際課長	国際課員	外国人に対する情報提供等に関すること
			報道広報班	報道広報課長	報道広報課員	新型インフルエンザ等の広報に関すること
			水政班	水政課長	水政課員	水道水の安定供給に関すること
			空港地域振興班	空港地域振興課長	空港地域振興課員	成田国際空港に関すること
			交通計画班	交通計画課長	交通計画課員	公共交通に関すること
防災危機管理部	防災危機管理部長	防災危機管理部次長	防災政策班	防災政策課長	防災政策課員	部内の各班の調整に関すること
			危機管理班	危機管理課長	危機管理課員	・危機管理に係る調整に関すること ・対策本部事務局に関すること
			消防班	消防課長	消防課員	・消防に関すること ・患者の移送に関すること
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	健康福祉政策班	健康福祉政策課	健康福祉政策課員	・部内の各班の調整に関すること ・対策本部事務局に関すること
			社会福祉対策班	健康福祉指導課長	健康福祉指導課員 児童家庭課員 子育て支援課員 高齢者福祉課員 障害者福祉推進課員 障害福祉事業課員 保険指導課員	・要援護者の支援に関すること ・介護福祉施設等における感染防止に関すること ・児童福祉施設等における感染防止に関すること ・障害者施設等における感染防止に関すること ・被保護施設における感染防止に関すること
					疾患対策班	疾患対策課長 疾患対策課員
					医療整備班	医療整備課長 医療整備課員
					薬務班	薬務課長 薬務課員
					衛生指導班	衛生指導課長 衛生指導課員
					環境生活部	・燃火葬に関すること ・動物に関すること
環境生活部	環境生活部長	環境生活部次長	環境政策班	環境政策課長	環境政策課員	部内の各班の調整に関すること
			自然保護班	自然保護課長	自然保護課員	野生鳥獣に関すること
			循環型社会推進班	循環型社会推進課長	循環型社会推進課員	一般廃棄物に関すること
			廃棄物指導班	廃棄物指導課長	廃棄物指導課員	産業廃棄物に関すること
			オリンピック・パラリンピック推進班	開催準備課長	開催準備課員 東京オリンピック・パラリンピック支援課員	東京オリンピック・パラリンピックに関すること
			くらし安全推進班	くらし安全推進課長	くらし安全推進課員	・生活関連物資の価格の安定に関すること ・消費者に関すること
商工労働部	商工労働部長	商工労働部次長	経済政策班	経済政策課長	経済政策課員	・部内の各班の調整に関すること ・生活関連物資の価格の安定に関すること
			経営支援班	経営支援課長	経営支援課員	・中小企業の金融及び経営支援に関すること
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長	農林水産政策班	農林水産政策課長	農林水産政策課員	・部内の各班の調整に関すること ・生活関連物資の価格の安定に関すること
			団体指導班	団体指導課長	団体指導課員	農林漁業の金融に関すること
			流通販売班	流通販売課長	流通販売課員	農産物の流通に関すること
			畜産班	畜産課長	畜産課員	家畜衛生に関すること
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長	県土整備政策班	県土整備政策課長	県土整備政策課員	部内の各班の調整に関すること
			河川整備班	河川整備課	河川整備課員	ダム施設に関すること
			港湾班	港湾課長	港湾課員	港湾に関すること
			公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課員	公園施設に関すること
			下水道班	下水道課長	下水道課員	下水道に関すること

出納部	会計管理者	出納局長	出納班	副局長	出納局員	会計事務に関すること
企業部	企業局長	管理部長 水道部長 水道部次長 (危機管理) 工業用水部長	総務広報班	総務企画課長	総務企画課員 財務課員	・県営水道に係る広報に関すること ・部内の衛生管理、物品の確保に関すること ・部内の対策関係の予算に関すること
			お客様対応班	業務振興課長	業務振興課員	県営水道に係る住民からの問い合わせ等に関すること
			事業調整班	計画課長	計画課員	・県営水道に係る水道水の安定供給に関すること ・部内の各班の調整に関すること
			事業管理班	工業用水管理課長	工業用水管理課員	工業用水の安定供給に関すること
病院部	病院局長	副病院局長	県立病院班	経営管理課長	経営管理課員	県立病院に関すること
教育部	教育長	教育次長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	部内の各班の調整に関すること
			生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員	県立社会教育施設に係る対策に関すること
			学校対策班	学校安全保健課長	学校安全保健課員	学校保健に関すること
			文化財班	文化財課	文化財課員	県立博物館に係る対策に関すること
警察本部	警察本部長の指名した者					警察本部長が別に定める

# 新型コロナウイルス感染症患者等の県内発生状況について

令和2年3月26日  
千葉県健康福祉部疾病対策課

患者57名（入院中35名、退院22名）、無症状病原体保有者3名（入院中1名、退院2名）

## ○患者

No.	年代	性別	居住地	区分	発症日	検査確定日	直近の症状	入院状況
1	20代	女性	千葉市	県外患者接触者 (県内発生)	1月20日	1月31日	—	退院
2	40代	男性	中国（武漢市）	チャーター便	2月1日	1月30日	—	退院
3	30代	女性	中国（武漢市）	患者4家族 (県内発生)	1月30日	2月4日	—	退院
4	40代	男性	中国（武漢市）	患者3家族 (県内発生)	1月24日	2月5日	—	退院
5	50代	男性	中国（武漢市）	チャーター便 (県内発生)	2月7日	2月10日	—	退院
6	20代	男性	市川市	県内発生	2月2日	2月13日	—	退院
7	70代	女性	市川市	ジム関係 (県内発生)	2月14日	2月20日	—	退院
8	60代	男性	柏市	県内発生	2月6日	2月20日	—	退院
9	60代	女性	市川市	ジム関係 (県内発生)	2月12日	2月21日	—	退院
10	50代	女性	東京都	ジム関係 (県内発生)	2月16日	2月22日	—	退院
11	40代	男性	松戸市	県内発生	2月12日	2月22日	—	退院
12	50代	男性	いすみ市	DPAT派遣 (県内発生)	2月22日	2月25日	—	退院
13	60代	男性	市川市	クルーズ乗客	2月22日	2月25日	重症	入院中
14	70代	男性	四街道市	クルーズ乗客	2月12日	2月26日	—	退院
15	20代	男性	船橋市	県外患者接触者 (県内発生)	2月22日	3月1日	—	退院
16	80代	女性	市川市	ジム関係 (県内発生)	2月16日	3月3日	—	退院
17	50代	男性	市川市	県内発生	2月24日	3月5日	—	入院中
18	50代	男性	市川市	福祉事業所関係 (県内発生)	2月24日	3月6日	—	退院
19	80代	女性	市川市	福祉事業所関係 (県内発生)	2月26日	3月6日	—	入院中
20	60代	男性	市川市	患者19家族 (県内発生)	3月1日	3月6日	—	退院

No.	年代	性別	居住地	区分	発症日	検査確定日	直近の症状	入院状況
21	60代	女性	市川市	患者19家族 (県内発生)	3月2日	3月6日	—	入院中
22	20代	女性	松戸市	県内発生	2月28日	3月7日	—	退院
23	40代	男性	松戸市	福祉事業所関係 (県内発生)	不詳	3月8日	—	入院中
24	80代	女性	市川市	福祉事業所関係 (県内発生)	3月1日	3月10日	—	入院中
25	70代	男性	松戸市	エジプト関係 (県内発生)	3月1日	3月10日	—	入院中
26	60代	女性	松戸市	エジプト関係 (県内発生)	3月1日	3月10日	—	退院
27	60代	男性	松戸市	県内発生	3月3日	3月11日	—	退院
28	50代	女性	市川市	県内発生	3月1日	3月11日	軽症	入院中
29	50代	女性	松戸市	患者27家族 (県内発生)	2月28日	3月12日	—	退院
30	80代	男性	匝瑳市	エジプト関係 (県内発生)	3月5日	3月12日	重症	入院中
31	60代	女性	匝瑳市	患者30家族 (県内発生)	3月8日	3月13日	—	入院中
32	50代	女性	匝瑳市	患者30家族 (県内発生)	3月9日	3月13日	—	入院中
33	30代	男性	印西市	海外渡航者 (県内発生)	3月16日	3月17日	—	入院中
34	80代	男性	市川市	県内発生	3月9日	3月17日	重症	入院中
35	20代	男性	市川市	海外渡航者 (県内発生)	3月13日	3月18日	—	入院中
36	50代	男性	浦安市	県内発生	3月13日	3月18日	中等症	入院中
37	60代	女性	船橋市	県内発生	3月11日	3月19日	—	退院
38	40代	男性	木更津市	県外患者接触者 (県内発生)	3月19日	3月19日	—	入院中
39	20代	男性	市川市	患者35接觸 (県内発生)	3月17日	3月19日	軽症	入院中
40	50代	男性	スペイン	海外来日者 (県内発生)	3月18日	3月19日	—	入院中
41	30代	男性	アイルランド	海外来日者 (県内発生)	3月17日	3月19日	鼻汁、鼻閉	入院中
42	70代	男性	東京都	県外患者接触者 (県内発生)	3月11日	3月19日	咳、倦怠感	入院中
43	20代	男性	市川市	県内発生	3月14日	3月20日	軽症	入院中
44	30代	女性	我孫子市	海外渡航者 (県内発生)	3月18日	3月21日	咳、咽頭痛	入院中
45	60代	男性	市川市	県内発生	3月17日	3月21日	咳	入院中

No.	年代	性別	居住地	区分	発症日	検査確定日	直近の症状	入院状況
46	50代	男性	アイルランド	海外来日者 (県内発生)	3月16日	3月22日	—	入院中
47	40代	男性	南アフリカ	海外来日者 (県内発生)	3月19日	3月22日	—	入院中
48	40代	男性	ジンバブエ	海外来日者 (県内発生)	3月18日	3月22日	咳	入院中
49	40代	男性	東京都	県内発生	3月13日	3月23日	—	入院中
50	50代	男性	柏市	県内発生	3月16日	3月24日	熱、咳	入院中
51	60代	男性	木更津市	海外渡航者 (県内発生)	3月12日	3月24日	重症	入院中
52	70代	男性	松戸市	海外渡航者 (県内発生)	3月20日	3月24日	熱、咳、咽頭痛 鼻汁、鼻閉	入院中
53	50代	男性	成田市	海外渡航者 (県内発生)	3月17日	3月24日	熱、咳	入院中
54	70代	女性	流山市	海外渡航者 (県内発生)	3月18日	3月24日	咳、呼吸困難	入院中
55	30代	女性	船橋市	海外渡航者 (県内発生)	3月22日	3月25日	咳、咽頭痛	入院中
56	40代	男性	船橋市	海外渡航者 (県内発生)	3月20日	3月25日	熱、咳	入院中
57	60代	女性	松戸市	海外渡航者 (県内発生)	3月17日	3月25日	—	入院中

○無症状病原体保有者

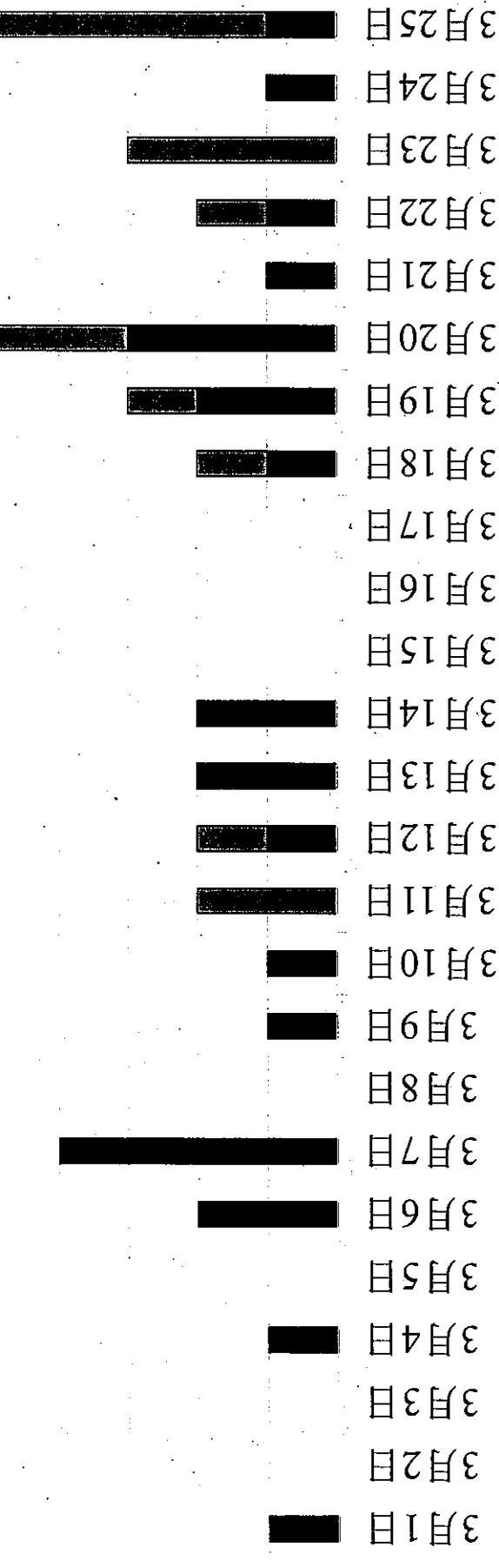
No.	年代	性別	居住地	区分	検査確定日	入院状況
1	50代	女性	中国（武漢市）	チャーター便	1月30日	退院
2	30代	女性	柏市	患者8家族 (県内発生)	2月21日	退院
3	20代	男性	県外	イタリア帰国者 (県内発生)	3月13日	入院中

(人)  
10  
9  
8  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1  
0

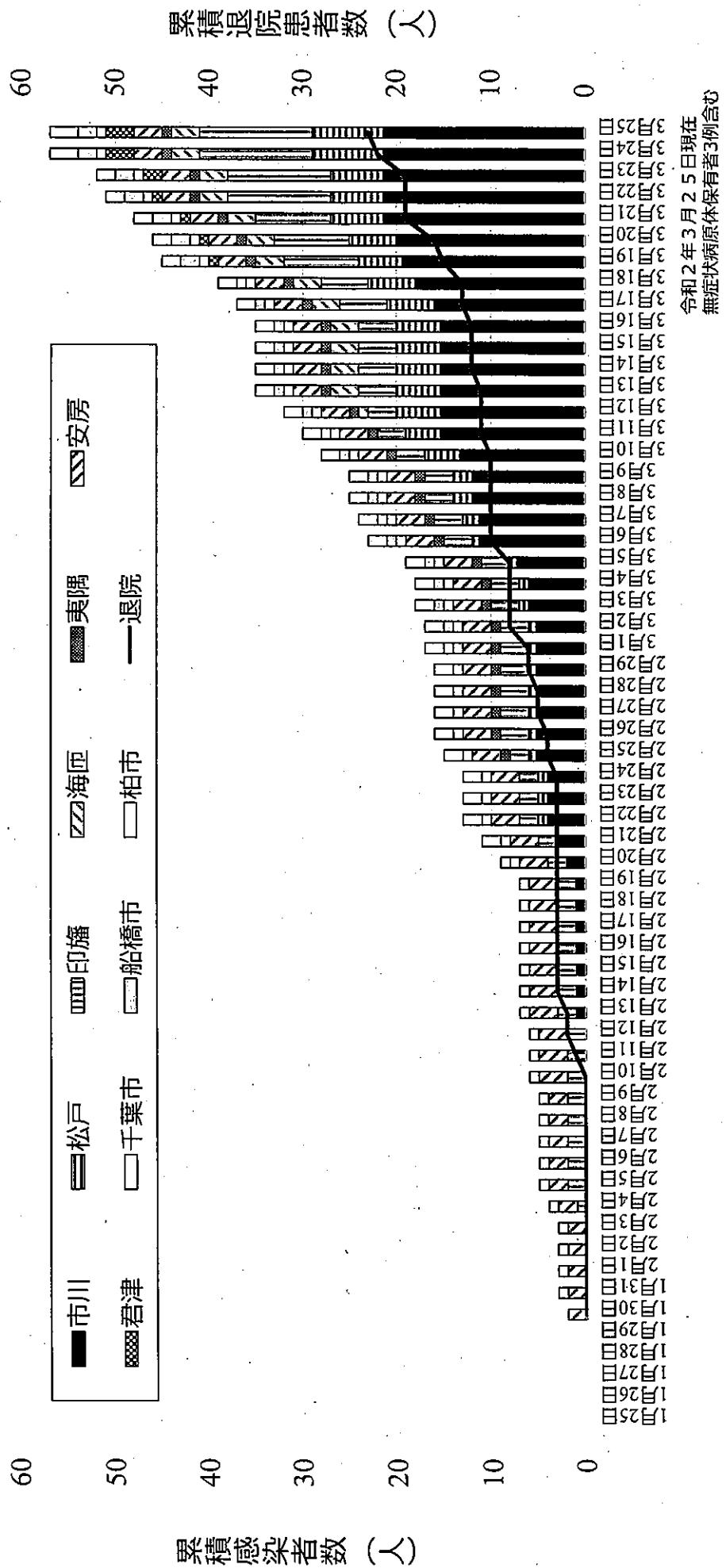
# 新型コロナウイルス 千葉県内における感染症患者の推移について



※この他、2名の海外の感染症患者あり（2月）

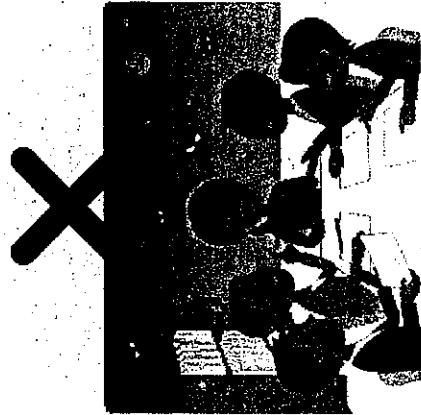


新型コロナウイルス感染症  
千葉県内における累積感染者数及び退院者数の推移  
(保健所管内別)

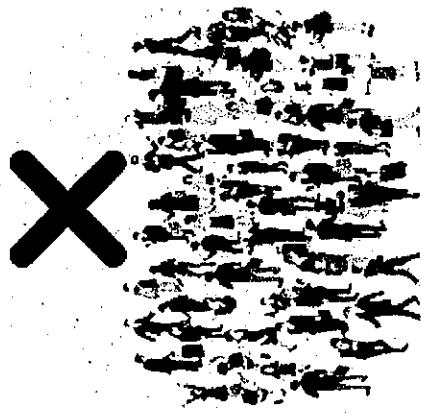


# 「3つの密」が重なる場を避けましょう

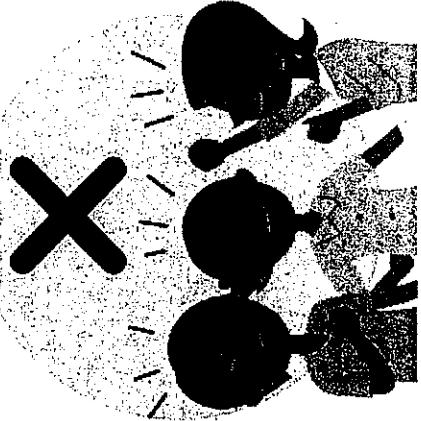
①換気の悪い  
**密閉空間**



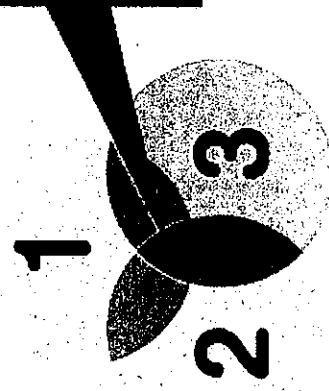
②多数が集まる  
**密集場所**



③間近で会話や  
発声をする  
**密接場面**



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!



厚生労働省「新型コロナウイルスの  
集団発生防止」ポスターより